

新たな行政改革プラン（素案）に寄せられた意見と市の考え方について（パブリックコメントの結果）

意見提出期間 平成27年3月10日～平成27年4月8日（30日間）

意見提出人数 1人

提出意見件数（項目） 1件（4項目）

提出意見と市の考え方・提出意見を考慮した結果とその理由 次のとおり

関係箇所	提出された意見 (意見提出区分第三者利益による削除等の有無)	提出された意見に対する市の考え方 提出された意見を考慮した結果とその理由
策定手続	<p>(<input type="checkbox"/> 原文 ・ 整理要約 有 ・ <input type="checkbox"/> 無)</p> <p>以下の理由により、今回の市民意見公募には疑問があり、実施すべきではなかったと考えます。</p>	<p>御意見に対し、以下のとおり市の考え方を記載します。</p> <p>なお、提出された御意見は、内容に関するものではなく、策定手続に関するものであり、新たな行政改革プラン素案の修正には至っておりません。</p> <p style="text-align: right;">(反映区分 E)</p>
	<p>○ 「行政改革」の意義が変わってきてしまい「プラン」の意味が不明</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政改革とは、一般的には、「国・地方の行政機関または特殊法人の機構・制度・運営を改革すること。主として合理化・簡素化や定員削減を行い、行政の効率化と行政費用の抑制を図ることを目的とする。」（広辞苑）とされている。 <p>したがって、苫小牧市行政改革推進審議会条例に規定する「行政改革の推進」「行政改革の進捗状況」などは、上記の「主として」の考えで読み取るべきであり、行政改革推進審議会の役割もそのように限定されると考える。</p> <p>実際、同条例第1条でも、「社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な行政運営を推進するため」と設置理由を規定しており、「合理化・簡素化」という上記趣旨の範囲内であることがわかる。</p> <p>ところが、「新たな行政改革プラン」では、市民サービ</p>	<p>「行政改革」とは、御意見のとおり、一般的には「主として」合理化・簡素化などの取組が挙げられますが、法律等において明確な定義はありません。</p> <p>法律上の初出は、昭和56年に制定された「行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律」ですが、この法律の制定に当たり、「行政改革」とは、「行政が所与の理念なり政策目標を最も適切かつ効率的に実施するために必要とされる制度、施策、組織体制、業務運営等の改善措置」であると解釈されています。</p> <p>また、平成18年に「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が制定されておりますが、この名称におきましても、どのような行政改革を行うかという部分で、「簡素で効率的な政府を実現するための…」という説明が付されております。</p> <p>「行政改革」とは、極めて多義的な使われ方をしており、その時々時代の背景によって、その概念や取組内容は変遷するものと考えております。</p>

	<p>スの向上など広範囲な内容となっており、上述の行政改革の範囲を超えていると考える。同様に行政改革推進審議会の権限を超えている。また、このことにより、他の審議会の管轄に関わる内容も入っていると思われるが、他の審議会でも同様の審議をしたのかどうか、権限の調整があったかどうか、疑問を感じざるを得ない。（例えば給食センター）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査委員や選挙管理委員会の業務については、当該委員や委員会から市長に正式に依頼されているのだろうか。もし、依頼がなければ、審議会の結論を得ずに市民意見を公募する権限が市長にあるのだろうか。 ・ これらのことから、市民の意見を募集できるかどうか根本的な疑問があります。 	<p>そのような解釈の上で、この度の新たな行政改革プラン（素案）におきましては、行政費用の抑制と併せ、市民サービスの向上を行政改革の新たな柱と位置付けたところではあります。行政は時代とともに変わり続けなければなりません。社会経済情勢の変化とともに、市民ニーズは多様化しており、まさに今、行政は質の高いサービスを提供すべく改革が求められているものと認識しております。合理化・簡素化だけではなく、あらゆる行政サービスの改革が、本市における今後の行政改革だと考えております。</p> <p>なお、行政改革推進審議会条例では、その設置目的を「社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な行政運営を推進するため」としてありますが、質の高い行政サービスを提供する上でも、常に最少の経費で最大の効果を挙げるべく、簡素で効率的な行政運営を考えていかなければならないものと認識しておりますので、同審議会の目的の範囲を逸脱しているということはありません。</p> <p>個別の取組につきましては、今後、具体的な検討を行う中で、所管の審議会で検討することになり、その中で、必要なものにつきましては、改めて市民参加手続を経て、実施の可否を含めその方向性を判断していくこととなります。</p> <p>また、新たな行政改革プラン（素案）には、監査委員事務局や選挙管理委員会事務局に関する取組も記載しておりますが、これらにつきましては、いずれも当該事務局と協議をしておりますので、御理解願います。</p>
	<p>○ 市民意見提出手続の時期に疑問がある</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 苫小牧市市民参加条例第4条第2項において、「政策形成手続とは、市民意見提出手続に先立ち、立案等をしようとする政策の性質に応じて、次の各号に掲げる方法のいずれか（市民生活への影響その他の事情を勘案して特に重要と認められる政策の立案等については、複数）を行うことにより、当該政策に対する市民の意見を求める市民参加手続をいう。」とある。すなわち、政策形成手続は、市民意見提出手続の前に行うこととなっている。 	<p>新たな行政改革プランの検討に先立ち、平成26年7月に行政改革推進審議会に対して、今後の行政改革の在り方について諮問し、同年9月に「今後の行政改革の在り方に関する提言」として答申を受けております。</p> <p>市は、これをもとに、内部で、新たな行政改革プランの策定に向けた検討を開始しております。</p> <p>その後、同年11月に行政改革推進審議会に中間報告を行い、平成27年2月には、同審議会において、新たな行政改革プランについて検討を行い、この素案が確認されております。</p>

	<p>ところで、行政改革推進審議会は、この条例における「政策形成手続」に当たると考えられるが、まだ審議会の結論が出ていない段階で「市民意見提出手続」を行うことは、この条項に違反している。「先立ち」を正確に実行すべきだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 審議会在がプランを作ったのでなければ、誰がどのような権限と経緯で「プラン」を作成し、市民意見を公募したのか、条例に沿った明確な説明が必要であるが、この公募には見当たらない。 上記理由から、今回の意見公募は、市民参加条例に違反したものではないかと考える。 	<p>市民意見提出手続に先立ち、このような形で政策形成手続を実施しておりますので、御理解願います。</p>
	<p>○ 市民参加条例の適用があるか</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民参加条例第5条に「市民参加手続の対象となる事項は、次のとおりとする。」として、第1号に「基本構想及び市政の基本的な事項を定める計画の策定、変更又は廃止」と規定している。今回の意見公募は、これを根拠としているかに思われる。 <p>しかし、「基本的な事項を定める計画」は限定的に理解されるべきではないか。「総合計画」「基本計画」など、市政全般を網羅した、政策の実施に係る計画を想定しているのではないか。現実には、「計画」と名がつけばすべて市民参加条例の対象とされているように見えるが、本来の趣旨にそぐわないと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> もし、第1号に該当するとした場合でも、広範囲にわたりにすぎている、他の審議会にも関わってくる問題をここで参加手続に付する意味が乏しいと思われる。個々の問題を、具体化する段階で市民参加の手続を行うべきで、包括的に行う理由はない。 そもそもこの「プラン」がプラン＝計画の名に値するか疑問がある。プランのなかには、「検討する」などの表現が見られる項目が多々ある。しかし、計画には「検討する」などといった項目を入れるべきではない。検討して実際に 	<p>新たな行政改革プラン素案には、市政全般に渡る取組が記されておりますことから、この度の市民参加手続は、市民参加条例第5条第1号に基づき実施しております。</p> <p>市民参加条例は、「市の政策の立案、実施及び評価の過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市政運営への市民の参加を推進し、もって市民自治によるまちづくりの推進に資すること」を目的としています。</p> <p>この度の市民参加手続につきましても、幅広く市民の皆様の御意見を踏まえつつ、新たな行政改革プランを立案していこうという趣旨から実施しており、市民参加手続の対象を限定的に解する必要はないものと考えております。</p> <p>また、同条例の趣旨を鑑みれば、たとえ対象外の案件でありましても、積極的に市民参加手続を実施し、政策の立案をすべきものと考えております。</p> <p>「検討」としている取組も多数あります。これらの取組につきましては、今後その有効性や可能性を検討し、実施の有無など方向性を示すこととなりますが、この段階で「検討にすら値しない」という意見もあるかもしれませんし、市がこのようなことを検討していることを示すことも、市政運営における透明性の向上に資するものと考えております。</p> <p>また、個々の取組につきましても、具体的に検討が進む中で、改め</p>

	<p>行うと考えたものを計画というのではないか。だいたい、検討するということに対し、いいとか悪いとか言えないのであって、いったいどんな意見を述べよというのだろうか。</p>	<p>て市民参加手続を実施するものもございしますが、このような機会を多く設けることは、市政運営への市民の参加を推進する上で有効と考えておりますので、御理解願います。</p>
	<p>○ 市民参加条例を適用すべきか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民参加条例第6条に「市は、立案等をしようとする政策が次の各号のいずれかに該当するときは、前2条の規定にかかわらず、この条例の規定による市民参加手続を行わない。」として、第4号に「市の組織、職員の勤務条件その他の市の内部の管理に関する事項であるとき。」と規定されている。 ・ 本来の意味での「行政改革」とは、「合理化」「定数削減」等を言う場合が多いのであって、ここでいう「市の組織」「勤務条件」などに密接に関連すると考えられる。ただ、委託や指定管理者などは内部だけの問題ではなく、市民の利用に大きな影響を及ぼすので、適用させる意味はあると考える。 しかし、一部の「勤務条件」については、純粋に適用除外事項ではないか。「職員数の適正管理」「人事評価制度の本格実施と給与への反映」「組織機構の再調整」「職務給の見直し」「特殊勤務手当の見直し」「学校公務補・事務補の効率的な配置」などが挙げられている。こうした純粋に「内部管理」に関する問題については、条例上「市民参加手続を行わない」事柄であり、あえて実施する理由が見当たらないと考える。 ・ 適用除外規定があっても、あえて適用する場合もあろうかとも考えられる。しかし、なぜ、適用除外事項が定められたのか、その目的との関連での説明がない。これほど網羅的に適用するとしたら、条例の適用除外の意味がなくなるのではないか。 ・ 以上の点から、意見公募手続に瑕疵があると考ええる。 	<p>この度の市民意見提出手続につきましては、新たな行政改革プランの策定に当たり、その素案を示し意見の提出を求めたものであり、個別の取組内容により、部分的に除外しては、全体像に対する意見を抑制しかねないものと考えております。</p> <p>また、御意見のあった「市の組織、職員の勤務条件その他の市の内部の管理に関する事項であるとき」という市民参加手続の除外規定につきましては、「執行機関や任命権者としての権限や責任に基づいて、個別の法令等に基づき管理しなければならない性格を持つ内部事務については、市民の声を直接反映する余地がない」ことから、除外することとするものです。市民参加手続をしてはならないという趣旨の規定ではありませんし、市の組織や職員の勤務条件を含め、この度の案件につきましては、市民の皆様からの率直な意見をいただくことも、今後の行政運営に役立つものと考えておりますので、御理解願います。</p>

反映区分	提出された意見の反映状況
A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見との趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等